

湖沼（COD）については、1水域において測定しており、環境基準を達成していない。

また、過去10年間の水質汚濁の推移を環境基準適合状況で見ると、河川では長期的に良化傾向にあり、海域では横ばい傾向にある。湖沼では変動はあるものの長期的にはほぼ横ばいである。

地下水については、調査井戸204本のうち36本の井戸で環境基準を超えており、これらは、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、鉛、砒素、硝酸性窒素・亜硝酸性窒素及びふっ素のいずれかが超過したことによるものである。

(3) 騒音、振動及び悪臭

騒音については、376測定地点のうち、309地点で環境基準を達成している。

自動車騒音については、168測定地点のうち72地点で全時間帯で環境基準を達成しておらず、要請限度が評価できる65地点中5地点で要請限度超過がみられた。

新幹線鉄道騒音については、27測定地点のうち10地点で、航空機騒音については、12測定地点のうち4地点で環境基準を達成していない。

また、苦情件数では、騒音に係るものが605件(55%)と最も多く、次いで悪臭412件(37%)、振動86件(8%)となっている。

2 計画策定理由

当地域には、このように、依然として改善すべき課題が残されていることから、今後も引き続き総合的な公害防止対策を講じていく必要がある。

このため、本公害防止計画は、環境への負荷をできる限り低減し、公害の早急な解決を図るとともに、公害の未然防止の徹底に努めることにより、地域住民の健康を保護し、生活環境を保全する計画として策定するものである。

第2節 地域の範囲

公害防止計画を策定する地域は、兵庫県の区域のうち、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市及び播磨町の区域（平成14年6月28日現在の区域）とする。（図1-2-1参照）

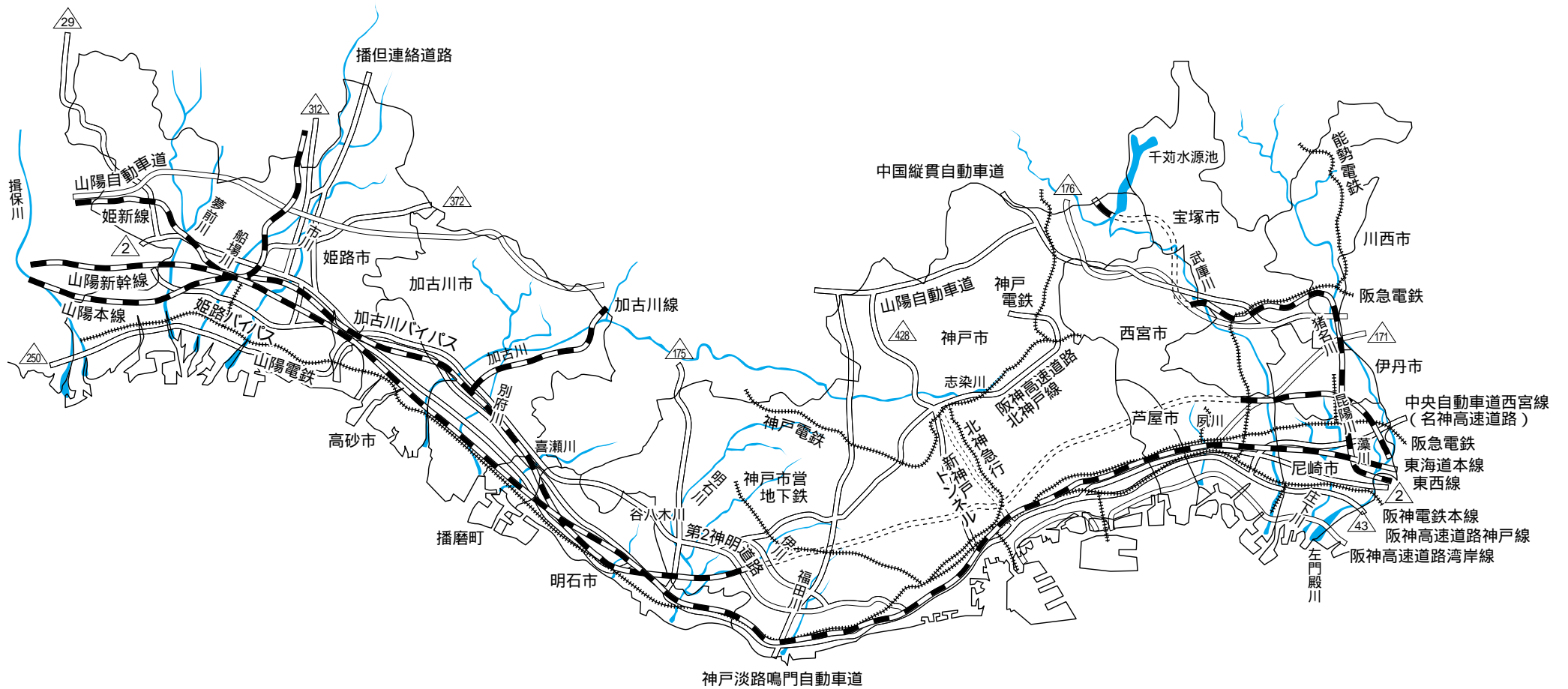


図 1-2-1 公害防止計画策定地域図